

平成24年度決算に基づく 健全化判断比率・資金不足比率公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担などに係る指標（健全化判断比率）と、公営企業ごとの資金不足率（資金不足比率）を議会に報告し、公表しなければなりません。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—%	—%	12.0%	19.6%
早期健全化基準	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	40.00%	35.00%	

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示しています。

【健全化判断比率】

水川町の平成24年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率は次のとおりで、いずれの指標についても早期健全化基準、財政再生基準を下回り健全な状況と言えます。なお公表する指標は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、⑤資金不足比率の5つです（①～④を総称して健全化判断比率と言います）。

特別会計の名称	資金不足比率
下水道事業特別会計	—%
宅地開発事業特別会計	—%

※資金不足額がないため、資金不足率は「—」と表示しています。

【用語解説】

実質赤字比率

一般会計など（水川町の場合は一般会計と国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計）の実質収支額（歳入と歳出の差引）が赤字となった場合、標準財政規模（※①）に対する赤字の割合。家計に例えると、年収に占める年間の赤字の割合といえます。水川町の一般会計などにおいて、赤字は生じていないため、実質赤字比率は発生しません。

※①標準財政規模

自治体が通常の行政サービスを提供するために、必要な経常的な財源をどの程度もっているのかを表す指標で、地方税や普通交付税などを合算したものと、

連結実質赤字比率 （全ての会計の実質赤字の比率）

町の全ての会計（実質赤字比率の会計に公営企業会計の下水道特別会計、宅地開発事業特別会計を加えたもの）の赤字額と黒字額を合算して赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字の割合。実質赤字比率と同様に、水川町の公営企業会計でも赤字（資金不足）は生じていませんので、連結実質赤字比率は発生しません。

実質公債費比率 （公債費などの比重を示す比率）

町の一般会計の支出のうち、借入金（地方債）の返済額およびこれに準じる額（部事務組合への負担金、公営企業会計に対する繰出金のうち借入金の返済に充てたと認められる分など）の標準財政規模に対する割合で、3か年（22～24年度）の平均値。家計に例えると、年収に占める年間の借金返済額の割合と言えます。

将来負担比率

（借入金残高のほか将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率）

町の一般会計などが将来的に負担することになっている、実質的な負債（借入金の返済など）にあたる額（将来負担額）の標準財政規模に対する割合。家計に例えると、負債の残高が年収の何年分に相当するかを、示した割合と言えます。この比率が高い場合、将来これらの負担額を支払う必要があることから、今後の財政を圧迫する可能性が高いことを意味します。

資金不足比率

（公営企業ごとの資金不足額の比率）

公営企業会計における資金不足額（※②）の事業規模（※③）に対する割合。水川町では、下水道事業特別会計、宅地開発事業特別会計が対象となりますが、いずれの会計においても、資金不足額は発生していません。

足額は生じていないため、資金不足比率は発生しません。

※②資金不足額

一般会計などの実質赤字に相当するものとして、公営企業ごとに算定した額。

※③事業規模

料金収入など主たる営業活動から生じる収益などに相当する額。

早期健全化基準

自治体の財政規模によりそれぞれ基準が設けられています。健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には「早期健全化段階」となり、自主的な改善努力による、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政再生基準

自治体の財政規模によりそれぞれ基準が設けられています。健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には「財政再生段階」（従来の財政再建団体となり、財政再生計画を定めなければならない）と、また、この計画については総務大臣の同意が必要となり、国が強く財政運営に関与することになりますので、一部を除き、地方債の発行ができなくなったり、税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しをせざるを得なくなったりします。

【お問い合わせ先】

企画財政課 財政係
☎52・5850（直通）

来年度の入園児を募集します

平成26年度 保育所（園）入所のご案内

保育所の入所申込受付を次の要領で行います。申込書に必要な事項を記入の上、期限までに提出してください。

保育所（園）とは

保育所（園）は、日々保護者に代わって「保育をすることができない児童を保育する施設です。保護者および家族が、児童を保育できないと認められる場合、保育所に入所できます。

入所できる児童

- ① 保護者や家庭が次のいずれかの事情に該当する場合です。
- ① 家庭外労働
家庭外で仕事をする場合。
- ② 家庭内労働
家庭内で日常の家事以外の仕事をする場合。
- ③ 母親の出産
母親が出産、または出産前後である場合。
- ④ 保護者の病气
病气、けが、または心身に障がいがある場合。
- ⑤ 病人の看護
家庭内に長期にわたる病人や、心身に障がいがある親族を常時看護している場合。

- ⑥ 父母が求職中
入所期間は原則3か月となります。
- ⑦ 家庭の災害など
火災、風水害、地震などの災害を受け、その復旧の間である場合。

申込書の受付期間

12月2日（月）～12月27日（金）

申込書の備え付けと提出先

水川町役場町民環境課、宮原振興局総務振興課、ダーナ保育園、月乃輪保育園、東光保育園、吉野保育園、宮原慈光保育園、常葉保育所
※申込書は水川町ホームページでもダウンロード（ワード形式）できます。（ライフイベント）子育て↓保育所入所と保育料）

必要書類

① 保育所入所申込書
両面を記入ください。児童1人につき1枚。

② 源泉徴収票、申告書の写し
給与所得者の人は、平成25年分の源泉徴収票の写しを2月28日（金）まで、所得税・住民税の申告をされる人は、控えの写しを3月18日（火）までに、前記提出先にお願います。なお、両親共に収入があった場合、それぞれ必要です。

※父母の平成25年中の収入合計が180万円（ひとり親世帯は130万円）未満の場合は、同居の祖父父母などの源泉徴収票や申告書などが必要ですが（世帯分離でも同居とみなします）。

③ 障がい者手帳写し、診断書
本人、同居者が障がい者、保護者の病气などで入所希望の場合。

④ 保育料口座振替依頼書
現在、納付書で納入の人。後記保育料の納入を参照ください。

⑤ 雇用（雇用予定）証明書
新規申込および雇用予定の人。提出してください。用紙は、水川町役場町民環境課、宮原振興局総務振興課、町内の保育所（園）にあります。

※②から⑤については、1世帯で1枚。

保育料の算定方法

● 保護者の前年分の所得税額

または前年度町民税均等割課税額と、児童の年齢によって決められます。なお、家計の中心となっている人が、祖父母などと判断された場合は、その人の税額によって決められます。

● 公立、私立保育所共に保育料の算定方法は同じです。

結果の通知

入所の決定は、家庭状況の審査を行い、入所基準に該当する場合に、各保育所を通じて保護者あてに通知します。

保育料の納入

町では口座振替納入を勧められています。口座振替は、毎月25日（金融機関などが休みの場合は翌営業日）ですので、前日までに残高を確認してください。口座振替依頼書は水川町役場町民環境課、宮原振興局総務振興課、町内の保育所（園）、町内の金融機関にあります。記入後、金融機関に提出してください。

そのほか

● 提出書類に虚偽の記載があった場合は、入所の承諾は取り消しとし、入所後に明らかになった場合は退所となります。

【お問い合わせ先】

町民環境課 町民環境係

☎52・5851（直通）

宮原振興局総務振興課総合窓口係

☎62・2311

◎ 町内の保育所（園）

- ダーナ保育園 ☎62・2010
- 月乃輪保育園 ☎52・1568
- 東光保育園 ☎52・1823
- 吉野保育園 ☎62・4130
- 宮原慈光保育園 ☎62・4435
- 常葉保育所 ☎62・2232

